

# 14 | 武蔵野美術大学ハラスメントの防止等に関する規則

平成 29 年 4 月 1 日現在

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人武蔵野美術大学（以下「本学」という。）に関わる全ての構成員が個人として尊重され、適正な環境のもとで教育、研究、学修又は職務に専念できるよう、ハラスメントの防止、排除及びハラスメントが生じた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 ここでいう構成員とは、本学の設置する学校の全ての教職員、学生その他をいう。

(ハラスメントの定義)

第 2 条 この規則におけるハラスメントとは、一方の当事者が他方の当事者の意に反する不適切な言動等によつて、他方の当事者に不利益や不快感を与え、他方の当事者の教育、研究、学修又は就労の環境を悪化させることをいう。

2 前項に規定するハラスメントには、次のものを含むものとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント

一方の当事者が他方の当事者の意に反する性的な言動によつて、他方の当事者に不利益や不快感を与え、他方の当事者の教育、研究、学修又は就労の環境を悪化させること。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究上優越的立場にある者がその地位や権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇によつて、指導を受ける者の教育、研究若しくは学修意欲を害し、又はその環境を悪化させること。

(3) パワー・ハラスメント

職務上優越的立場にある者がその地位や権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇によつて、相手の職務上の権利や利益を害し、又は教育、研究若しくは就労の環境を悪化させること。

(理事長・学長の責務)

第 3 条 理事長及び学長は、本学のハラスメントの防止等に関する業務を総括する。

(防止・対策委員会)

第 4 条 本学に、ハラスメントの防止等の適切な実施を期するため、ハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を置く。

(構成)

第 5 条 防止・対策委員会は、学校法人武蔵野美術大学法人・大学業務調整会議規則に定める構成員をもつて構成する。

2 防止・対策委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 防止・対策委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもつて充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(審議事項)

第 7 条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) ハラスメントの防止等に関する研修、啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談、苦情の処理及び被害者の救済に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(相談窓口)

第 8 条 本学に、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応するため、ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を総務チーム、学生生活チーム、学生生活チーム（保健室）、通信教育チーム及び学園事務室に置く。

2 相談窓口に、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

（相談員）

第9条 相談員は、本学の教職員のうちから若干名をもつて充てる。

2 相談員は、防止・対策委員会の推薦に基づき、委員長が委嘱する。

3 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 相談員に欠員が生じた場合の補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 相談員は、苦情及び相談の受付に当たるとともに、苦情及び相談の具体的な事項を防止・対策委員会に報告するものとする。

6 相談員の氏名及び連絡先は、学内に公表する。

（相談員連絡会議）

第10条 相談員相互の連絡、調整等、ハラスメントに関する相談を実施する上で必要な措置を検討するため、ハラスメント相談員連絡会議（以下「相談員連絡会議」という。）を置く。

2 相談員連絡会議に議長を置く。議長は相談員の互選により定める。

3 相談員連絡会議は、相談員全員によつて構成し、必要に応じて議長が招集する。

（調査委員会）

第11条 防止・対策委員会は、相談員からの報告その他に基づいて、必要と認めた場合には、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、ハラスメントに関する実情を調査する。

2 調査委員会は、防止・対策委員会委員長の指名する教職員若干名をもつて構成する。

ただし、必要に応じて外部の専門家を加えることができる。

3 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

4 調査委員会は、第1項に定める調査を行うに当たつては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。

5 調査委員会は、調査結果を直ちに防止・対策委員会委員長に報告する。また、必要に応じて、再発防止に関する事項を提言することができる。

6 調査委員会は、防止・対策委員会により定められた任務の終了をもつて解散する。

（プライバシー等の保護）

第12条 第4条から第11条に定める組織の構成員は、ハラスメントに関する対応に当たつては、当事者及びその他の関係者等への公正な扱いに配慮し、また、事情聴取対象者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

（ハラスメント行為に対する措置等）

第13条 理事長及び学長は、ハラスメント行為の事実が認められた場合、処分又は教育、研究、学修若しくは就労の環境の改善等必要な措置を講じるものとする。

（組織構成上の配慮）

第14条 調査委員会を組織する場合及び相談員を委嘱する場合、性別を考慮するものとする。

（不利益扱いの禁止）

第15条 本学及び本学の構成員は、ハラスメントのことで大学に相談したり、調停、申し立てをしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由に、当該者に対して不利益な扱いをしてはならない。

（事務所管）

第16条 防止・対策委員会、相談窓口及び調査委員会に関する事務は、総務チームが所管する。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行と同時に「学校法人武蔵野美術大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」は廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。